

温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1 県は、間伐その他の森林整備の一層の推進を図るため、市町村、森林組合、林業事業体等の事業実施主体が行う国庫補助事業の対象とならない間伐や植栽、作業道の整備、ナラ林等保全対策及びマツ林景観保全について当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において温暖化防止森林づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

- 第2 補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び交付額は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が個人でない場合で、かつ、納税義務者でない場合は代表者のもの。
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団等
 - (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更又は当該補助金以外の補助金等を活用することになった場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、事業内容の新設、廃止及び事業地の追加以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金受領者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助金に係る事業施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道等整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしてはならない。また、事業実施後5年間は皆伐をしてはならない。ただし、ナラ林保全対策事業のナラ枯れ駆除にあつては、この限りでない。
- (5) 第1号の条件によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。
- (6) 事業費のうち、自己負担額については以下のとおりとする。
 - ア 事業主体が市町村の場合
自己負担額に森林環境譲与税を充当してはならない。
 - イ 事業主体が市町村以外の場合
自己負担額に森林環境譲与税を原資とする補助金等を充当してはならない。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事に提出するものとする。ただし、実施要領（平成23年8月22日施行）第4に基づき交付決定前着手届を提出した場合は、この限りでない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、同規定により添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(事業完了報告)

- 第7 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業の完了後、当該事業完了年度内に第6の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

- 第10 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所管する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成25年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成23年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成30年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成31年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成32年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、

同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和4年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和5年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和7年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表

交 付 対 象 経 費		事業実施主体	交 付 額
事 業 名	事 業 種 目 ・ 内 容		
温暖化防止間伐推進事業	1 間伐 70年生以下（※）の森林を対象にする	市町村、森林組合、林業公社、林業事業体、森林所有者等	間伐 間伐率（本数）20％以上30％未満 1ha 当たり 190,000 円以内 間伐率（本数）30％以上 1ha 当たり 240,000 円以内 （書類等で確認できる実行経費を上限とする。）
	2 除伐 25年生以下の森林を対象にする	市町村、森林組合、林業公社、林業事業体、森林所有者等	除伐（通常） 1ha 当たり 140,000 円以内 除伐（つる繁茂） 1ha 当たり 121,000 円以内 （書類等で確認できる実行経費を上限とする。）
	3 森林作業道等整備 森林作業道等の開設及び改良・補修	市町村、森林組合、林業公社、林業事業体、森林所有者等	定額（書類等で確認できる実行経費を上限とする。） 1 開設 路面工なし及び横断排水工なしの場合 1 m 当たり 1,400 円以内 路面工なし及び横断排水工ありの場合 1 m 当たり 1,800 円以内 路面工あり及び横断排水工ありの場合、又はそれに相当する耐久性を有すると認められる場合 1 m 当たり 2,000 円以内 2 改良・補修 1 m 当たり 700 円以内

※ 事業実施面積のうち、70年生以下の森林の面積を80％以上とすること。

別表

交 付 対 象 経 費		事業実施主体	交 付 額
事 業 名	事 業 種 目 ・ 内 容		
チャレンジ！みやぎ50 0万本造林事業	1 造林未済地等の植栽	市町村、森林組合、林業事業体、 森林所有者等	定額（書類等で確認できる実施経費を上限とする） 1 造林未済地等の植栽 （1）裸苗 ・スギ（花粉の少ない苗木含む）、その他針葉樹 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 76 万円以内 （2）コンテナ苗 ・スギ（普通苗）、その他針葉樹 1ha 当たり 500 本以上植栽 20 万円以内 1ha 当たり 1,000 本以上植栽 55 万円以内 1ha 当たり 1,500 本以上植栽 70 万円以内 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 84 万円以内 ・スギ（花粉の少ない苗木） 1ha 当たり 500 本以上植栽 25 万円以内 1ha 当たり 1,000 本以上植栽 60 万円以内 1ha 当たり 1,500 本以上植栽 75 万円以内 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 （実生苗の場合） 89 万円以内 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 （挿し木苗の場合） 94 万円以内 ※ 花粉の少ない苗木とは、低花粉苗品種、少花粉苗品種、無花粉苗品種、特定苗木を指す。 （3）広葉樹 1ha 当たり 500 本以上植栽 15 万円以内 1ha 当たり 1,000 本以上植栽 45 万円以内 1ha 当たり 1,500 本以上植栽 60 万円以内 1ha 当たり 2,000 本以上植栽 70 万円以内

チャレンジ！みやぎ500万本造林事業	2 植栽後の管理経費（下刈、防鹿柵設置、忌避剤） 3 低コスト再造林の実践提案	市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等	2 植栽後の管理経費 （1）下刈り 1ha 当たり 15 万円以内 （2）防鹿柵の設置 1m 当たり 1,500 円以内 （3）忌避剤 1ha 当たり 33,000 円 3 低コスト再造林の実践提案 3ha 当たり 500 万円以内
---------------------------	---	------------------------------	---

別表

交 付 対 象 経 費		事業実施主体	交 付 額
事 業 名	事 業 種 目 ・ 内 容		
ナラ林等保全対策事業	1 ナラ枯れ駆除 被害木の駆除にかかる経費 2 ナラ林更新伐 被害を受けやすい高齢・大 径木林の積極的な利用と更新 にかかる伐採経費 3 ツヤハダゴマダラカミキリ駆除 被害木の駆除にかかる経費	市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等	1 (1) 立木くん蒸 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・毎年度別途定めるナラ枯れ駆除標準単価以内 (2) 伐根くん蒸、ビニール被覆＋くん蒸、炭化处理、 パルプ・チップ処理、焼却処理 1／2以内 ・毎年度別途定めるナラ枯れ駆除標準単価、又は実行 経費の1／2以内 2 (1) 更新伐(面積補助) 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・1ha 当たり 300,000 円以内 (2) 更新伐(材積補助) 定額 1 m ³ 当たり 1,000 円以内 (3) 作業道開設 定額 1m 当たり 700 円以内 3 伐倒駆除(破碎・焼却処理)、薬剤注入 1／2以内 ・実行経費の1／2以内
マツ林景観保全事業	1 松くい虫被害材搬出利用等 景勝地や公園等に集積されて いる松くい虫くん蒸処理材等の 搬出利用にかかる経費	市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等	1 松くい虫被害材搬出利用、松くい虫被害材現地破碎 定額(書類等で確認できる実行経費を上限とする) ・毎年度別途定める被害材搬出標準単価以内

別記様式第 1 号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年度において温暖化防止森林づくり推進事業（ ）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、温暖化防止森林づくり推進事業費補助金〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

[添付書類]

- 1 事業実施計画書（別紙 1）
- 2 収支予算書（別紙 2）
- 3 県税納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
- 4 暴力団排除に関する誓約書（別紙 3）
- 5 その他知事が必要と認める書類

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第2号

年度温暖化防止森林づくり推進事業変更（ ）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（別記様式1号に準じる。）

※ 変更事項ごとに2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第4号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

区 分		事 項
事 業 内 容		
事 業 実 施 主 体		
施 行 箇 所		
事 業 量		
事 業 費		
補 助 金		
施 行 方 法		
期 間	着 手 年 月 日	
	完了予定年月日	

(注) 1 () には事業名を記載すること。

2 請負契約書、入札てん末書等の着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第 5 号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）を別紙のとおり実施しましたので、補助
金等交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算金額〇〇〇円の交付を請求します。

記

- 1 事業実績書 （事業に応じて別紙 4－1 から別紙 4－6 又は別紙 5）
- 2 収支精算書 （別紙 6）
- 3 事業完了年月日
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）

5 添付書類

- (1)位置図
- (2)森林計画図
- (3)実測図
- (4)完成写真
- (5)委託契約又は請負関係の場合にあっては、契約関係の書類
- (6)その他知事が必要と認める書類

（ ）には事業名を記載すること。

※ 添付する実測図は、ポケットコンパス測量又はそれと同等の精度を有するものとする。

別記様式第6号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）が完了しましたので、関係書類を添えて報告
します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名
- (2) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区 分	総事業費	補助対象経費	補助金	その他
合 計				

2 実績報告書が年度内に提出できない理由

3 添付書

- (1) 位置図
- (2) 施業図
- (3) 実測図
- (4) 完成写真

区分には、間伐、作用道整備を記載すること。

別記様式第7号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金について、補助金等交付規則第15
条の規定により金〇〇〇円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区 分	補 助 金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金に係る消費税及び
地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）補助金による事業について、下記のとおり
報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第13条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区 分	事 業 費 (円)		負 担 区 分 (円)		負担金に森林環境譲与税を 充当しているかの有無	備 考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他		
事 業 費					有 ・ 無	
合 計						

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施主体	施行箇所名	事業量	事業費 (円)		負担区分(円)		実施期間	
				総事業費	補助対象経費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計									

- (注) 1 事業種目により該当しない欄については、記載を要しない。
2 事業内容は、間伐又は作業道開設等を記入する。
3 事業主体が市町村以外の場合かつ負担金に当該補助金以外の補助金を活用する場合は備考欄に事業名を記入する。

別紙2

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

区 分	予算額（円）	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額（円）	積算の基礎	備 考

(注) 積算基礎の欄には、実行経費がわかるよう（計算式等）記載する。

別途、任意様式による提出も可。

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

印

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

事業実施主体：

区 分	実施箇所名	林 小 班			樹 種	林 齢	伐採率 (%)	面 積 (ha)	補助単価 (円)	補助金 (円)	搬出量 (m3)
		林班	小班群	小班							
小 計											
合 計											

（注）区分は保育間伐，搬出間伐，除伐（通常）又は除伐（つる繁茂）を記載し、それぞれの面積、補助金の小計と、全体の合計を記載すること。

事業実施主体：

区分	実施箇所名	林 小 班				樹 種 (苗木の種類)	植栽本数 (本/ha)	林 齢	下刈り 回数	補助単価 (円)	面積 (ha) 又は 延長 (m)	補助金 (円)	作業形態
		林班	小班群	小班									
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
													一貫・通常
小 計													
合 計													

- (注) 1 区分は「造林未済地等の植栽」、「下刈り」、「防護柵の設置」、「忌避剤」又は「低コスト再造林の実践提案」のいずれかを記載し、それぞれの面積又は延長、補助金の小計と、全区分の合計を記載すること。
- 2 実施箇所名は市町村名から記載すること。
- 3 樹種は樹種名を記載し、裸苗、裸苗・花粉の少ない苗木、コンテナ苗、コンテナ苗・花粉の少ない苗木又は広葉樹のいずれかを括弧内に記載すること。
- 4 補助金は林小班ごとに記載すること。
- 5 「造林未済地の植栽」を実施した場合は、「作業形態」欄に「一貫」「通常」のいずれかを記載すること。
「一貫作業」とは、伐採で使用した林業機械により、地ごしらえや苗木運搬等を行うこと。

事業実施主体：

駆 除 区 分	作 業 種	処理本数 (本)	処理材積 (m3)	補助単価 (円)	事 業 費 (円)	補 助 金 (円)
小 計						
合 計						

（注）駆除区分欄、作業種欄の記載については、次頁の注釈を参照に記載し、区分ごとの処理本数、処理材積、事業費、補助金の小計と、全区分の合計を記載すること。

(ア) の注釈 1. 駆除区分欄には、該当する番号を記入する。

- ① 立木くん蒸
- ② 伐根くん蒸
- ③ 伐倒くん蒸
- ④ 破碎
- ⑤ 炭化
- ⑥ 焼却

2. 作業種欄には、該当する番号を記入する。

【立木くん蒸、伐根くん蒸】

- ① 移動時間 30 分以内 (傾斜度 30 度未満)
- ② " (傾斜度 30 度以上)
- ③ 移動時間 30 分以上 (傾斜度 30 度未満)
- ④ " (傾斜度 30 度以上)

【伐倒くん蒸・破碎・炭化・焼却】

- ⑤ 立木 1 種駆除 : 林道からの距離 100m未満かつ傾斜度 30 度未満
- ⑥ 立木 2 種 (A) 駆除: 林道からの距離 100m未満かつ傾斜度 30 度以上または林道からの距離 100m以上 300m 未満
- ⑦ 立木 2 種 (B) 駆除: 林道からの距離 300m以上
- ⑧ 立木 2 種特殊駆除 : 建物等に隣接するなど人畜に被害が及ぶ恐れのある作業が複雑困難な箇所

事業実施主体：

区分	実施箇所名	林 小 班				面積 (ha) 又は 材積 (m³)	延長 (m)	補助単価 (円)	事 業 費 (円)	補 助 金 (円)
		林班	小班群	小班						
小 計										
合 計										

- (注) 1 区分は「更新伐（面積）」、「更新伐（材積）」又は「作業道整備」のいずれかを記載し、それぞれの面積又は材積、延長、事業費、補助金の小計と、全区分の合計を記載すること。
- 2 実施面積・材積については、林小班ごとに記載すること。ただし、一体として実施する場合は、合計値で記載することも可とする。
- 3 単価、事業費及び補助金について、箇所ごとに異なる場合は、箇所ごとに記載すること。

事業実施主体：

[illegible]

- (注) 1 駆除区分欄の記載については、伐倒駆除と記載すること。
2 作業種欄の記載については、破碎処理、焼却処理等、具体的な処理方法を記載すること。

事業実施主体：

（ア）搬出等実績

実施箇所名	林小班			面積 (ha)	搬出材積 (m3)	破砕材積 (m3)	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
	林班	小班群	小班						
合 計									

（注） 1 該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。

（イ）利用実績

納入先	住 所	納入材積 (m3)	備 考

温暖化防止森林づくり推進事業（作業道整備）実績書

事業名				
施行箇所				
路線名				
申請者				
実施主体				
工期	着手月日 : 年 月 日	完成月日 : 年 月 日		
工事内容	総延長	m	幅員	m
	横断排水工	箇所	敷砂利(延長)	m
	天地返し 有 無		敷砂利(厚さ)	cm
区 分	金 額	m単価	備 考	
総事業費			※事業費の内訳は別紙のとおり	
消費税相当額				
補助対象経費				
補助金額		円 (1 . 0 m当 円)		

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 標準横断図（構造図）
- 4 積算内訳書

別紙6

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	森林環境譲与税の有無	備 考
補 助 金					
そ の 他				有 ・ 無	
計					

(2) 支出の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	森林環境譲与税の有無	備 考
補 助 金					
そ の 他				有 ・ 無	
計					

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額 (円)	補助対象経費 (円)	精算交付金額 (円)	既受領交付金額 (円)	差引交付金未受領額 (円)	備考
計							